



おむつサービスのご案内(令和7年度)

中野区地域支えあい推進部
地域包括ケア推進課 在宅サービス係
電話:03-3228-5632
FAX:03-3228-5620

メールアドレス:houkatukea@city.tokyo-nakano.lg.jp

<1. おむつサービスの種類>

- **現物給付** …… 自宅等へ紙おむつを毎月配送するサービスです。
 - ・パンフレットに掲載された製品ごとに計算した点数の合計が60点以内になるように選択します。
 - ・60点以内であれば何種類でも選択可能です。
 - ・月1回(毎月7～10日)、事業者がおむつを配送します。
 - **費用助成** …… 入院中に使用したおむつ代を助成するサービスです。
 - ・月を単位(※)として、月額6千円の限度で助成します。
 - ・3か月ごとに、区から受給者の口座に助成金を振込みます。
 - (※)サービス開始前および退院日以降に使用(購入)した分は対象外です。
- ・各月、二つのサービスのうち、どちらか一つのみを給付します。同一の月に、両方の給付はできません。
 - ・締切日までの申請について、受給決定の後、翌月分からサービス開始となります。
<6. 申請の締切日>を参照ください。
 - ・受給決定した後、サービスの変更が可能です。

<2. 対象者>

- **共通の要件**
 - ・中野区内に住所があること(例外あり)
 - ・常時失禁状態(※)であること
(※)失禁状態が昼も夜も続き、一日中おむつをつけている状態です。
念のためつけている状態や夜のみつけている状態は対象となりません。
 - ・介護保険施設(介護医療院、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム)に入所中でないこと
 - ・障害者支援施設等に入所中でないこと
- **令和7年度からの変更点**
 - ・【高齢者の現物給付】
中野区外の方で、介護保険の保険者が中野区で要件を満たす住所地特例者の方も申請できます。
 - ・【障害者】
精神障害者保健福祉手帳1～2級で要件を満たす方も申請できます。

■ 区分・種別ごとの要件

区分 \ 種別	現物給付	費用助成
高齢者	65歳以上	医療機関に入院中でおむつを使用 生活保護を受給中でない
	世帯の全ての方が、前年(1～6月の申請時は前々年)の合計所得金額が350万円未満	
	要介護1～5	
障害者	3歳以上	医療機関に入院中でおむつを使用 生活保護を受給中でない
	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級 又は愛の手帳(知的障害)1～2度	

■ サービス廃止について

- ・受給者の状況が変わり要件非該当となった場合は、おむつサービス廃止となります。
- ・中野区では随時、受給者の要件を調査しています。調査の結果、おむつサービス廃止のお知らせが届くことがあります。
- ・長期間利用がない場合は、おむつサービス廃止となります。

<3. 現物給付のご案内>

■ おむつ配送時の注意事項

配送は次の注意事項があります。

- 配送は、毎月7～10日の間です。
日時指定や時間指定、事前・事後連絡はできません。
- 受取り時、受領書に押印または署名をいただきます。
- 不在時は原則、一戸建ての家の玄関前、集合住宅の部屋(号室)のドア前に置きます。
- 受け取れなかった場合、再配送は行えません。
- 施設へ配送する場合は、申請者から配送先の施設へ了承をとっていただきます。

【中野区外へ配送する場合】

- 配送料を現金着払いでご負担いただきます。
- 配送料の着払いについて、申請者から配送先の施設へ了承をとっていただきます。

■ おむつを変更する場合、おむつが余った場合

おむつの種類・袋数を変更する場合や、おむつが余ったため配送を一時中止する場合は締切日までに、

株式会社 ^{せいぎよくしゃ}成玉舎 0120-73-5858(フリーダイヤル)

営業時間 9時～17時(日曜・年末年始は休業)

へ直接連絡してください。<6. 申請の締切日>を参照ください。

■ 配送後のおむつについて

おむつは衛生用品のため、配送後に回収・交換することはできません。

1か月に必要な量を注文してください。

■ 状況が変わった場合の手続きについて

受給者の状況が変わった場合は手続きが必要です。

- 転居・入退院・施設入退所等による、配送先変更や一時中止、費用助成への切り替えは、受付窓口へ連絡・手続きをお願いします。
- 変更の締切は、前月の25日(土日祝日の場合その直前の平日)です。
また、4・12月は更に早くなります。

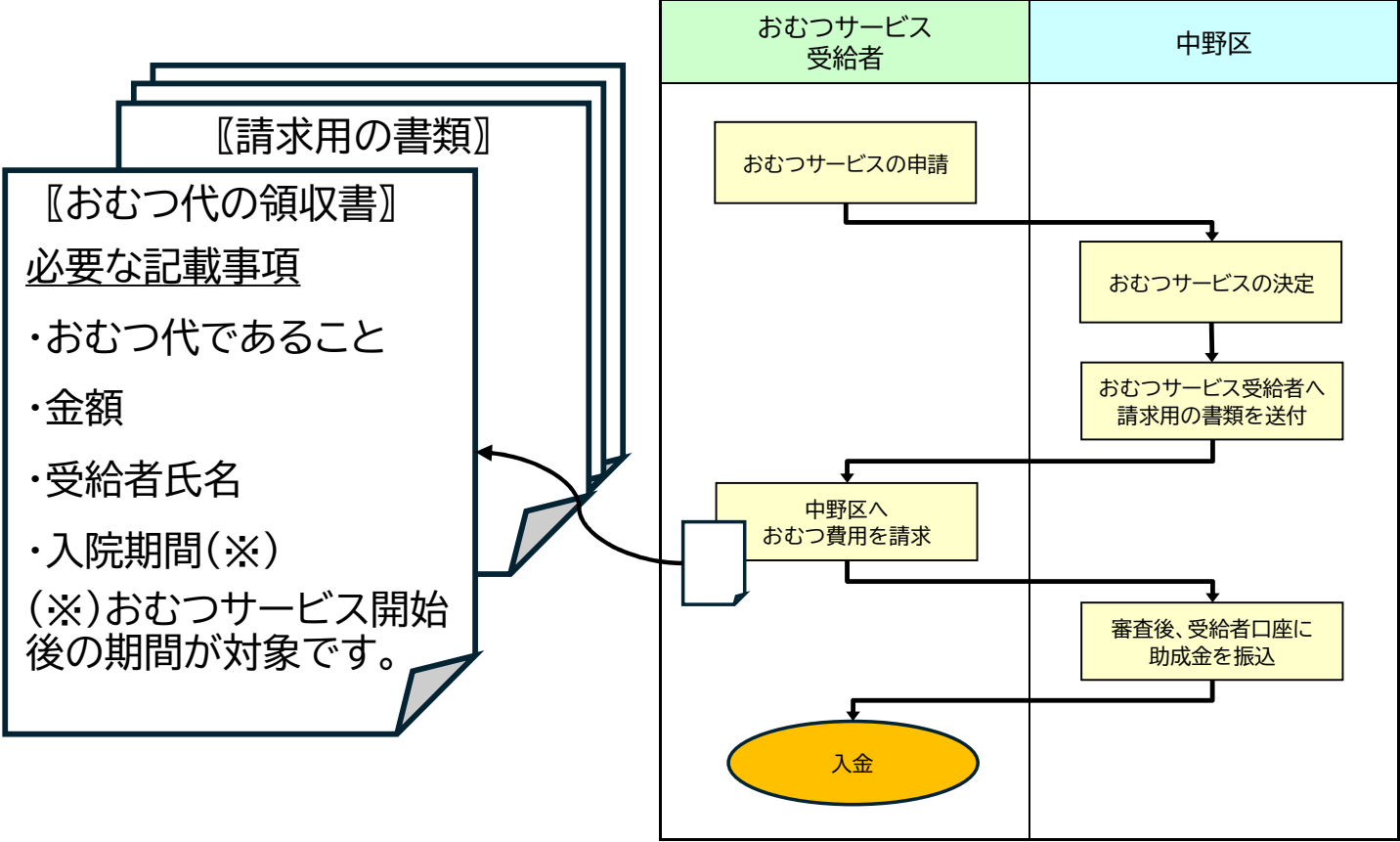
<6. 申請の締切日> <7. おむつサービスの受付窓口>を参照ください。

<4. 費用助成のご案内>

■ 請求用の書類

おむつサービスの受給決定後、決定通知と合わせて区役所から送付します。
(次年度用の書類は、3月下旬頃に送付します。)

■ おむつ費用の請求方法と支払いまでの流れ



■ 請求書類の提出期間と振込予定日(振込予定日は早まることがあります)

おむつ費用の請求は年4回に分けて受付します。未請求分は次回以降に請求できます。

請求回	請求書提出期間	請求の対象月	振込予定日
第1回	4月1日から4月30日 (土日祝日を除く)	3月以前の未請求月分で、領収書等の準備が整ったもの (4月に退院され清算終了した分を含む)	6月末日 末日が金融機関休業日の場合、直前の金融機関営業日
第2回	7月1日から7月31日 (土日祝日を除く)	6月以前の未請求月分で、領収書等の準備が整ったもの (7月に退院され清算終了した分を含む)	9月末日 末日が金融機関休業日の場合、直前の金融機関営業日
第3回	10月1日から10月31日 (土日祝日を除く)	9月以前の未請求月分で、領収書等の準備が整ったもの (10月に退院され清算終了した分を含む)	12月末日 末日が金融機関休業日の場合、直前の金融機関営業日
第4回	1月4日から1月31日 (土日祝日を除く)	12月以前の未請求月分で、領収書等の準備が整ったもの (1月に退院され清算終了した分を含む)	3月末日 末日が金融機関休業日の場合、直前の金融機関営業日

■ 変更の手続き

- 以下の場合には助成対象外となりますので、必ず受付窓口へ連絡・手続きしてください。
- 退院した (現物給付への切り替え)
 - おむつが不要になった
 - 介護保険施設(介護医療院・介護老人保健施設・特別養護老人ホーム)等に入所した

<6. 申請の締切日> <7. おむつサービスの受付窓口>を参照ください。

<5. 申請時の持ち物>

■ 共通の持ち物(コピー可)

高齢者：介護保険証(現物給付の申請時のみ)

障害者：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳 のいずれか

■ 高齢者の方の申請時(コピー可)

・同一世帯に中野区への転入者が含まれる場合は、1月1日現在の住所地で発行される、
合計所得金額が記載された住民税課税(非課税)証明書

※おむつサービスの申請月が1～6月と7～12月で、確認する証明書の年度が異なります。
詳しくは区までお問い合わせください。

■ 住所地特例者の方の申請時(コピー可)

・世帯の状況および世帯員の合計所得金額を確認できる書類。
詳しくは区までお問い合わせください。

<6. 申請の締切日>

申請受付月	支給開始月	現物給付の締切日	費用助成の締切日
2025年 4月	2025年 5月	★ 4/22 (火)	4/30 (水)
5月	6月	5/23 (金)	5/30 (金)
6月	7月	6/25 (水)	6/30 (月)
7月	8月	7/25 (金)	7/31 (木)
8月	9月	8/25 (月)	8/29 (金)
9月	10月	9/25 (木)	9/30 (火)
10月	11月	10/24 (金)	10/31 (金)
11月	12月	11/25 (火)	11/28 (金)
12月	2026年 1月	★ 12/19 (金)	12/26 (金)
2026年 1月	2月	1/23 (金)	1/30 (金)
2月	3月	2/25 (水)	2/27 (金)
3月	4月	3/25 (水)	3/31 (火)

★は締切の早い月です。

<7. おむつサービスの受付窓口>

■ 高齢者の方(65歳以上)

※ 住所により担当の地域包括支援センターが異なりますのでご注意ください。

名 称	住 所	電話・FAX
① 南中野地域包括支援センター	弥生町5-11-26 (みなみらいず内)	電話 5340-7885 FAX 5340-7886
② 本町地域包括支援センター	本町5-10-4 (倶楽部千代田會館内)	電話 5385-3733 FAX 5385-3776
③ 東中野地域包括支援センター	東中野1-5-1	電話 3366-3318 FAX 3366-3398
④ 中野地域包括支援センター	中央3-19-1 (中部すこやか福祉センター内)	電話 3367-7802 FAX 3367-7800
⑤ 中野北地域包括支援センター	松が丘1-32-10 (松が丘シニアプラザ内)	電話 5380-6005 FAX 5380-5762
⑥ 江古田地域包括支援センター	江古田4-31-10 (北部すこやか福祉センター内)	電話 3387-5550 FAX 3387-5955
⑦ 鷺宮地域包括支援センター	若宮3-58-10 (鷺宮すこやか福祉センター内)	電話 3310-2553 FAX 3310-1172
⑧ 上鷺宮地域包括支援センター	上鷺宮3-17-4 (かみさぎホーム内)	電話 3577-8123 FAX 3577-8124

■ 障害者の方

名 称	住 所	電話・FAX
① 中野区役所 3階5番 障害者相談係	中野4-11-19	電話 3228-8956 FAX 3228-5662
② 南部すこやか 障害者相談支援事業所	弥生町5-11-26 (みなみらいず内)	電話 5340-7888 FAX 5340-7880
③ 中部すこやか 障害者相談支援事業所	中央3-19-1	電話 3367-7810 FAX 3367-7811
④ 北部すこやか 障害者相談支援事業所	江古田4-31-10	電話 5942-5800 FAX 5942-5802
⑤ 鷺宮すこやか 障害者相談支援事業所	若宮3-58-10	電話 6265-5770 FAX 6265-5772